

「治山林道留意事項の一部改正について」新旧対照表

新	旧
治山林道事業留意事項 令和6<u>7</u>年7<u>8</u>月 高知県林業振興・環境部 治山林道課	治山林道事業留意事項 令和5<u>6</u>年 11<u>12</u>月 高知県林業振興・環境部 治山林道課

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

総則

治山林道事業留意事項は、高知県林業振興・環境部が発注する治山・林道事業における各種基準等の運用を定めるものであり、この運用により難しい場合は、根拠資料を整理の上、適用するものとする。

(1) ～ (15) (略)

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

(新設)

(1) ～ (15) (略)

2. 参考資料

1 設計変更事前協議書について (略)

2 高知県内観測所の平年値（年平均気温、年降水量）及び極値（日降水量・日最大1時間降水量・年降水量の多い値・年降水量の少ない値・日最高気温の高い値・日最低気温の低い値）

注) ① 最小位数及び単位は気温が0.1℃、降水量が0.5mmで、日界は24時です。(気象庁HP参照)

② 鳥形山・南国日章・三崎は年間運用が30年に満たない観測所ですが、①欠測または資料不足値の年の合計が、統計期間（データが存在する最初と最後の間の期間とする）の年数の20%以下であること。②資料年数（統計値のある年数）が8年以上あること、のいずれの条件も満たす観測所であるため、平年値を記載しています。

以下、最終データ確認日：R6/6/24

(表 略)

2. 参考資料

1 設計変更事前協議書について (略)

2 高知県内観測所の平年値（年平均気温、年降水量）及び極値（日降水量・日最大1時間降水量・年降水量の多い値・年降水量の少ない値・日最高気温の高い値・日最低気温の低い値）

注) ① 最小位数及び単位は気温が0.1℃、降水量が0.5mmで、日界は24時です。(気象庁HP参照)

② 鳥形山・南国日章・三崎は年間運用が30年に満たない観測所ですが、①欠測または資料不足値の年の合計が、統計期間（データが存在する最初と最後の間の期間とする）の年数の20%以下であること。②資料年数（統計値のある年数）が8年以上あること、のいずれの条件も満たす観測所であるため、平年値を記載しています。

(表 略)

治山事業

1. 設計歩掛適用基準

- 1 コンクリート工 (略)
- 2 栗石工

1 礫等の取扱いについて

① 礫石は現場の礫量、作業条件、現場整地の必要性等を考慮し、できるだけ現地採取礫を使用する。ただし、現場に適当な礫がない場合はこの限りではない。

② 湧水部、冠水部以外の場所で裏込土（盛土）が礫と同程度の土質である場合は裏込礫を省略する。

③ 原則として、裏込礫は「かきこみ」、基礎礫は「敷均し」により設計する。
ただし、本項④、⑤の場合はこの限りでない。

④ 流路工・水路工等において、基礎礫に間隙充填材（目潰し材）の投入を要する場合は、「敷並べ」を計上する。

⑤ 次のいずれかの場合には「築立て」を計上する。

- 1) 裏込礫を裏型枠の代わりに使用する場合。
- 2) 背面は湧水等があり、裏込礫の裏面に目詰り防止材を張る必要がある場合。
- 3) その他現場の条件により、必要がある場合に限り使用する場合。

⑥ 裏込礫の運搬については、割増分についても運搬する。

治山事業

1. 設計歩掛適用基準

- 1 コンクリート工 (略)
- 2 栗石工

1 礫等の取扱いについて

① 礫石は現場の礫量、作業条件、現場整地の必要性等を考慮し、できるだけ現地採取礫を使用する。ただし、現場に適当な礫がない場合はこの限りではない。

② 湧水部、冠水部以外の場所で裏込土（盛土）が礫と同程度の土質である場合は裏込礫を省略する。

③ 裏込礫・基礎礫は、原則として「かきこみ、敷均し」を使用する。
ただし、流路工・水路工等で機械施工が妥当ではない箇所等で敷並べが必要な場合は、人力施工の敷並べを計上すること。

（新設）

④ 築立て

- 1) 裏込礫を裏型枠の代わりに使用する場合。
- 2) 背面は湧水等があり、裏込礫の裏面に目詰り防止材を張る必要がある場合。
- 3) その他現場の条件により、必要がある場合に限り使用する場合。

⑤ 裏込礫の運搬については、割増分についても運搬する。

2 礫、中詰石、石筋石の現場採取歩掛について

現場発生礫については、現場内処理及び利用を行うことを第一目的とし、治山林道事業設計標準歩掛により採取に必要な人役を設計計上すること。(現場に適当な材料がない場合を除く)

なお、購入礫を使用した場合は比較のうえ変更で対応する。

3 栗石（割栗）と詰石購入時の適用区分について

区 分	規 格	適用単価	適用工種	備 考
栗石 (割栗)	5～15cm	栗石及び割栗	構造物等の裏込 水路工、暗渠工 鋼製自在枠	現地採取の場合 5～30 χ μ標準
詰石 (玉石)	15～20cm	詰石	ふとん籠、蛇籠 カゴ枠、方格枠	現地採取の場合 15～30 χ μ標準
石筋石	15cm以上	詰石	石筋工	石の横使いはしない

(注) 石筋工の単位面積当たり、立積については次式による。

控長・・・・控長0.15m以上

(立積計算は平均0.225mの控長で計算)

$(0.15 + 0.30) \div 2 = 0.225$

m² 当たり立積 = $0.225 \times 2 \div 3 = 0.15$ m²

10.0m 当たり = $10.0 \times 0.15 = 1.5$ m³

石筋石について、積石の設計数量は1m² 当たり0.15m³ とする。

10.0m 当たり = $1.5 \times 0.15 = 0.225$ m³ 使用

2 礫、中詰石、石筋石の現場採取歩掛について

現場発生礫については、現場内処理及び利用を行うことを第一目的とし、治山林道事業設計標準歩掛により採取に必要な人役を設計計上すること。(現場に適当な材料がない場合を除く)

なお、購入礫を使用した場合は比較のうえ変更で対応する。

3 栗石（割栗）と詰石購入時の適用区分について

区 分	規 格	適用単価	適用工種	備 考
栗石 (割栗)	5～15cm	栗石及び割栗	構造物等の裏込 水路工、暗渠工 鋼製自在枠	現地採取の場合 5～30 χ μ標準
詰石 (玉石)	15～20cm	詰石	ふとん籠、蛇籠 カゴ枠、方格枠	現地採取の場合 15～30 χ μ標準
石筋石	15cm以上	詰石	石筋工	石の横使いはしない

(注) 石筋工の単位面積当たり、立積については次式による。

控長・・・・控長0.15m以上

(立積計算は平均0.225mの控長で計算)

$(0.15 + 0.30) \div 2 = 0.225$

m² 当たり立積 = $0.225 \times 2 \div 3 = 0.15$ m²

10.0m 当たり = $10.0 \times 0.15 = 1.5$ m³

石筋石について、積石の設計数量は1m² 当たり0.15m³ とする。

10.0m 当たり = $1.5 \times 0.15 = 0.225$ m³ 使用

4 流路工・水路工の礫の基準

梯形水路→基礎礫、裏込礫の二区分

半円水路、U型水路（コルゲートフリューム、プラスチック）→裏込礫

集水管併用、半円管水路→裏込礫

暗渠工→基礎礫

（既製品水路を上部にのせる場合は、「築立て」「敷並べ」を併せて行うため裏込礫とする。）

5 流路工・水路工（梯形水路工）及び水叩き工における目潰し材について

目潰し材（再生砕石等）を使用し、ビニールシートは使用しない。

施工労務は、栗石歩掛に含まれている。

目潰し材使用量等

区 分	材 料	使 用 数 量
目潰し材	切込砂利（切込砕石） 再生砕石	基礎栗石の20%

3 ～6 （略）

4 流路工・水路工の礫の基準

梯形水路→基礎礫、裏込礫の二区分

半円水路、U型水路（コルゲートフリューム、プラスチック）→裏込礫

集水管併用、半円管水路→裏込礫

暗渠工→基礎礫

（既製品水路を上部にのせる場合は、「築立て」「敷並べ」を併せて行うため裏込礫とする。）

5 流路工・水路工（梯形水路工）及び水叩き工における目潰し材について

目潰し材（再生砕石等）を使用し、ビニールシートは使用しない。

施工労務は、栗石歩掛に含まれている。

目潰し材使用量等

区 分	材 料	使 用 数 量
目潰し材	切込砂利（切込砕石） 再生砕石	基礎栗石の20%

3 ～6 （略）

7 治山事業標準工期等

(1) 治山工事標準工期

治山工事の工期については、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い(以下、「細部取扱」とする)の「表 10-2 治山事業 (溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事)」を標準工期とする。

ただし、次に注意すること。

(注意事項)

1. 細部取扱の表 10-2 の日数には、細部取扱 10-(1)-ケに明記された内容のほか、書類写真等整理期間を含む。
2. 細部取扱の表 10-2 における工期算定に用いる「直接工事費」には、付帯工事にかかるものを含む。
3. 本表はボーリング工、隧道工、集水井工及び調査には適用しない。
4. 保安林管理道は、「表 10-3 林道事業 工期算定標準表」を適用する。
5. 細部取扱の表 10-2 の日数には、「天候等による作業不能日」(令和 6 年 3 月 28 日改正版 細部取扱 10-(1)-エ)のうち「降雨降雪日等」(旧細部取扱 9-(1)-エ)にかかるもの以外のものが含まれていないことに注意し、猛暑による作業不能期間を適切に加算すること。

7 治山事業標準工期等

(1) 治山工事標準工期

治山工事の工期については、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いの「表 9-2 治山事業 (溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事)」を標準工期とする。

また、下記の注意事項については、引き続き適用する。

(注意事項)

1. 工期には準備・後始末及び書類写真等整理期間を含む。
2. 工事費は本工事費・付帯工事費の合計額とする。
3. 本表はボーリング工、隧道工、集水井工及び調査には適用しない。
4. 保安林管理道は、「表 9-3 林道事業 工期算定標準表」を適用する。
(新設)

(2) 保安林改良工事標準工期 1. 工期の算出 $1 \text{ パーティ } 4 \text{ (人/日)} \times 20 \text{ (日/月)} = 80 \text{ (人/月)}$ $\text{森林整備施工面積} \times \text{歩掛人役} = \text{総人役 (人)}$ $\text{総人役 (人)} \div 80 \text{ (人/月)} = A \text{ (月)} \quad \text{※小数点以下3位切捨2位止め}$ $A \text{ (月)} \times 30 \text{ (日/月)} + 30 \text{ 日 (準備跡片付け等)} = B \text{ (日)}$ ※1の位切捨10日単位 2. ～6. (略)	(2) 保安林改良工事標準工期 1. 工期の算出 $1 \text{ パーティ } 4 \text{ (人/日)} \times 20 \text{ (日/月)} = 80 \text{ (人/月)}$ $\text{森林整備施工面積} \times \text{歩掛人役} = \text{総人役 (人)}$ $\text{総人役 (人)} \div 80 \text{ (人/月)} = A \text{ (月)} \quad \text{※小数点以下3位切捨2位止め}$ $A \text{ (月)} \times 30 \text{ (日/月)} + 30 \text{ 日 (準備跡片付け等)} = B \text{ (日)}$ ※1の位切捨10日単位 2. ～6. (略)
--	--

7. 地すべり防止工

地すべり防止（調査）

1～7 （略）

8 調査委託におけるボーリングマシンの運搬（積上げ運搬費）について

（1）ボーリング機材の重量

ボーリング機材の重量の概算値が必要な場合、高知県土木部の「設計業務等標準積算基準書（参考資料） 第3編第2章第1節 1-2 運搬費の積算」における値を参考としてもよい。

ただし、上掲の値が実態と乖離する場合には別に求めた適切な数量を用いること。

（2）積上げ運搬費の基本運賃料金

四国運輸局管内における一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を使用すること。

（3）運搬費の積算

土木工事標準積算基準書の運搬費・質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬の基準により積算する。（ただし、運賃割り増し等の適用に該当せず基本運賃料金に変動がなかった場合にあっても端数処理を実施するものとする。）

7 ～ 11 （略）

7. 地すべり防止工

地すべり防止（調査）

1～7 （略）

8 調査委託におけるボーリングマシンの運搬（積上げ運搬費）について

通常ボーリングに使用する機械は、

グラウトポンプ（4.0KW） 0.30T

ボーリングマシン（5.8KW） 0.50T

給水ポンプ（1.4PS可搬自吸式）（0.01）T（必要に応じて計上）

（0.81）T

合計 0.80T

の3機種を中心として使用されるため、積上げ運搬費に計上する運搬トラックは小型車（2tクラス）を計上する。

（1）積上げ運搬費の基本運賃料金

四国運輸局管内における一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を使用すること。

（2）運搬費の積算

土木工事標準積算基準書の運搬費・質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬の基準により積算する。（ただし、運賃割り増し等の適用に該当せず基本運賃料金に変動がなかった場合にあっても端数処理を実施するものとする。）

7 ～ 11 （略）

地すべり防止（対策工）（略）

8. ～9. （略）

10. その他

- 1 電柱移転費等（略）
- 2 立木伐採補償について

工事支障木は、事前に補償対象が明らかな場合は工事施工前に立木補償契約を締結し補償費として処理する。また、任意仮設により場所を特定出来ない場合や自然災害、工事に従って想定していなかった土地等を必要とする場合の立木補償については、新たな補償契約の締結または補償契約の変更をする。

（１） 補償内容・契約方法について （削除）

「治山事業に伴う立木補償に関する要綱」「治山事業に伴う立木補償に関する実施要領」により行うこと。

（２）設計積算方法について

ア．取得補償契約の場合及び立木補償を行わない場合（別紙１）

（別紙１ 省略）

（ア）伐採費・集材費
直接工事費に計上

地すべり防止（対策工）（略）

8. ～9. （略）

10. その他

- 1 電柱移転費等（略）
- 2 立木伐採補償について

工事支障木は、事前に補償対象が明らかな場合は工事施工前に立木補償契約を締結し事前収去を前提に補償費として処理する。また、任意仮設により場所を特定出来ない場合や自然災害、工事に従って想定していなかった土地等を必要とする場合の立木補償については新たに立木補償契約を締結する。

（１） 補償内容・契約方法について （令和３年３月 23 日付け 2 高治林第 1294 号通知）

「治山事業に伴う立木補償に関する要綱」「治山事業に伴う立木補償に関する実施要領」により行うこと。

（２）設計積算方法について

ア．取得補償契約及び立木補償を行わない場合（別紙１）

（別紙１ 省略）

（ア）伐採費
直接工事費に計上

<u>「治山林道事業における支障木単価について」(令和6年6月26日付け6高治林第246号)により計上する。</u> <u>(削除)</u> (イ) 積込・運搬費 立木を工事現場外へ搬出する必要がある場合に直接工事費に計上 ・積込は治山林道必携(標準歩掛第1編共通工1-2-2)歩掛、運搬は治山林道必携(同1-2-2(参考3))歩掛を適用する (ウ) 処分費等 立木を処分等する必要がある場合に直接工事費に計上 イ. 伐採補償契約の場合 所有者が立木を処理することとしているため、上記の経費は設計計上しない。	・補償契約の立木補償個人別明細表により各樹種、胸高直径毎に支障木単価を計上 <u>(枝払・玉切・片付費用を含む)</u> (イ) 積込・運搬費 立木を工事現場外へ搬出する必要がある場合に直接工事費に計上 ・積込は治山林道必携(1-2-2)歩掛、運搬は治山林道必携(1-2-2(参考3))歩掛を適用する (ウ) 処分費等 立木を処分等する必要がある場合に直接工事費に計上 イ. 伐採補償契約の場合 所有者が立木を処理することとしているため、上記の経費は設計計上しない。
--	---

林道事業

1 (略)

2 設計積算の留意事項

(1) ～ (4) (略)

(5) 支障木の取扱い

1 (略)

2 積算費用は「治山林道事業における支障木単価について」(令和6年6月26日付け6高治林第246号)により計上する。

3 ～ 4 (略)

3 ～ 11 (略)

林道事業

1 (略)

2 設計積算の留意事項

(1) ～ (4) (略)

(5) 支障木の取扱い

1 (略)

2 積算費用は次の内容とする。

①伐木造材費：四国地区用地対策連絡協議会の伐木造材事業費による。

②木寄せ費：必要に応じて集積、積込み、土場までの運搬費用。

3 ～ 4 (略)

3 ～ 11 (略)

施工パッケージ型積算方式

1. ～ 3. (略)

4. コンクリート工

(1) コンクリート工

1. コンクリート構造物の分類は下記のとおりとする。

種別	コンクリート構造物の分類
無筋構造物	重力式擁壁・土留工等のマッシブな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で半重力式擁壁、土留工、橋台、均しコンクリート等
鉄筋構造物	水路、ボックスカルバート、水門、ポンプ場下部工、栈橋上部コンクリート、突桁又は扶壁式の擁壁・土留工及び橋台、橋脚、橋梁床板、壁高欄等の鉄筋量の多い構造物
小型構造物	コンクリート断面積が1㎡以下で連続している擁壁、土留工、水路工、側溝、笠コンクリート等、コンクリート量が1㎡以下の点在する集水枡、照明基礎、標識基礎、なだれ防止柵基礎等

2. 本パッケージは治山ダム（床固工・垂直壁）の堤体打設（人力打設は除く）及び同時打設を行う間詰工には適用しない。

3. ケーブルクレーン打設で第3章①コンクリート工（人力打設）を用いて治山ダム本體工（副提等類似のものを含む）を設計する場合、施工パッケージに対応する作業の中には打継面清掃が含まれている。よって、標準歩掛の打継面清掃の別途計上はしない。

4. 山腹工において複数基の構造物を施工する場合は山腹工内に存する構造物の合計体積により山腹工加算の有無を判断することとする。

施工パッケージ型積算方式

1. ～ 3. (略)

4. コンクリート工

(1) コンクリート工

1. コンクリート構造物の分類は下記のとおりとする。

種別	コンクリート構造物の分類
無筋構造物	重力式擁壁・土留工等のマッシブな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物で半重力式擁壁、土留工、橋台、均しコンクリート等
鉄筋構造物	水路、ボックスカルバート、水門、ポンプ場下部工、栈橋上部コンクリート、突桁又は扶壁式の擁壁・土留工及び橋台、橋脚、橋梁床板、壁高欄等の鉄筋量の多い構造物
小型構造物	コンクリート断面積が1㎡以下で連続している擁壁、土留工、水路工、側溝、笠コンクリート等、コンクリート量が1㎡以下の点在する集水枡、照明基礎、標識基礎、なだれ防止柵基礎等

2. 本パッケージは治山ダム（床固工・垂直壁）の堤体打設（人力打設は除く）及び同時打設を行う間詰工には適用しない。

（新設）

3. 山腹工において複数基の構造物を施工する場合は山腹工内に存する構造物の合計体積により山腹工加算の有無を判断することとする。

(2) 型枠工 1. 治山ダムの型枠（木製型枠）は本パッケージにより積算を行うこととする。 なお、使用する型枠の種類は木製型枠とするが標準単価は一般型枠に準じることとする。 2. 均しコンクリート型枠を計上する際は、一般型枠を標準として積算する。	(2) 型枠工 1. 治山ダムの型枠（木製型枠）は本パッケージにより積算を行うこととする。 なお、使用する型枠の種類は木製型枠とするが標準単価は一般型枠に準じることとする。 2. 均しコンクリート型枠を計上する際は、一般型枠を標準として積算する。
---	---